



インド 知的財産レポート

2011 年第 4 号

「インドにおける特許技術のライセンス供与」

[著者] FOXMANDEL LITTLE

[編者] 独立行政法人 日本貿易振興機構

2012 年 3 月発行 禁無断転載

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2012 年 3 月

※本レポートは、特許庁委託事業の一環として作成しております。

要約

発明が研究所を出て市場にたどり着くまでの旅は多くの障害のある長く険しい道のりであり、道中ライセンス供与や譲渡などの橋に遭遇することもある。今日の商業界において、ライセンス方針は、ビジネス及びマーケティングのツールとしての重要性を担っている。インド法の定めるライセンス供与とは、人に対して認められる、本来は無許可で違法な行為を行う権利のことである。IPR の用語としては、特許権者が契約条件に従って特許権のライセンスを他人に認めるという現象がますます増えている。新興の成長企業の多くが、特許のライセンス供与の問題に直面している。特許ライセンス供与は、重要な法的及びビジネスの問題を数多く引き起こす。企業は市場にアプローチする際に、適切な保護を受けられるように、これらの問題に適切に対処する必要がある。今日では、音楽か、機械か、ソフトウェアかを問わず多くのクリエイターが、創造の次なるステップとしてライセンス供与をとらえている。このように、ライセンス供与は知的財産の創造において最も「報われる」側面の一つと見られている。本レポートでは、インドにおける特許ライセンス供与に関連する諸側面に焦点を当てる。

インドにおける特許技術のライセンスの種類

現行の1970年インド特許法¹によると、特許とは、譲渡可能な財産であって、それ由来する権利は他人に対して一時的に、完全に、または部分的（ライセンス）に販売または譲渡することが可能なものである。インドの特許のライセンス供与に関する法律は十分な根拠に基づくものだが、この点に関する司法判決はほとんど存在しない。

¹ 1970年インド特許法

特許権者は、発明の使用または実施をライセンシーに許可するライセンス契約により、権利を譲渡することができる。ライセンス契約には、ライセンサーとライセンシーの間のライセンス供与に関する全ての諸条件が含まれる。特許を使用するためのライセンスは、仮明細書の提出後に付与することができる。

ライセンスの種類：下記に、様々な種類のライセンスを示す。

任意ライセンス — 任意ライセンスとは、特許権者が他人に対して付与する書面による許可であって、他人がライセンスに規定された方法及び諸条件に従って特許品を生産、使用、販売する権利を与えるものである。特許権者とライセンシーの間で、諸条件が定められる。長官（Controller）または政府が、ライセンス付与に関与しないため、任意ライセンスと呼ばれている。

法定ライセンス — 特許における法定ライセンスの例としては、**強制実施権**や**実施許諾用意制度**などがある。法定ライセンスの供与では、長官及び政府が重要な役割を果たす。これらのライセンスを付与する状況、その諸条件は、任意ライセンスの付与と同様、当事者の意思によらない。

「強制実施権」

インドは、1994年にWTOに加盟した。これに伴い、インドはWTO協定の一環であるTRIPS協定の履行が義務付けられた。そして、TRIPS協定²の規定が、国内の制度に盛り込まれた。

そのため、「強制実施権」³が1970年特許法（2005年改正）に導入された。2005年改正法は、ドーハ宣言のアジェンダ及び2003年8月30日のWTO決定を考慮にいれ、強制実施権に一定の根拠を与えた。

1970年特許法第84条(1)項は、特許権付与から3年が経過した後であれば、その者が当該特許に基づくライセンスの所有者であっても、利害関係人に対して、「特許発明

² TRIPS協定、1995年

³ 1970年インド特許法第84条

がインド領内で実施されていないこと」等を含む理由により、特許の強制実施権の付与を長官に申請する権利を与えている。その理由を以下に列挙する。

- (a) 妥当な条件によるライセンス付与がなされておらず、以下の結果をもたらすこと
- i. 既存の取引もしくは産業又はその発展に対する、又はインドにおける新しい取引もしくは産業の確立、又はインドにおいて取引もしくは製造している者による取引もしくは産業に対する不利益
 - ii. 特許商品への需要が十分に又は妥当に満たされていないこと
 - iii. インド製の特許商品の輸出市場への供給やそのような市場を発展させられないこと
 - iv. インドにおける商業活動の確立又は発展に対する不利益
- (b) 特許による保護の対象でない物品に対して特許権者によって課せられる制限的条
件が原因で生じるインドにおける取引又は産業の確立又は発展に対する不利益
- (c) 「排他的なグラント・バック」、「有効性の不爭」又は「強制的な一括実施許
諾」などの、特許発明に対するライセンスにおける制約的な条項
- (d) インドにおける商業規模での特許の不実施
- (e) インドにおける特許発明の商業実施が、特許権者、特許権ライセンシー又は特許
権者の同意を得たその他の者による特許商品の輸入によって妨げられる又は阻止
されること

強制実施権の付与は一般的に、長官がより短期間を妥当と考える場合を除き、特許の残りの存続期間中維持される。

しかしながら、第 84 条(6)項⁴は、長官が強制実施権の出願に対する決定を行う際、発明の性質、経過時間、特許権者又は特許ライセンシーが発明の利用のためにとった措置、出願人が発明を公共の利益のために実施する能力、及び特許権者から妥当な条件で任意ライセンスを取得するために出願人が行った努力などの様々な要素を考慮することを規定している。強制実施権が付与される一方で、発明の性質、有用性、インドにおける特許付与の維持に必要な費用、及びその他の要素を考慮して、妥当な使用料が特許権者に支払われる。

⁴ 1970 年インド特許法第 84 条

先ごろ、Natco Pharma が、Bayer が腎臓がんや肝臓がんの治療用に Nexavar という名称にて販売している Bayer の特許薬 Sorafenib に対して、（インド特許法第 84 条(1)項に従って）インドで初の強制実施権（CL）の申請を行った。⁵インドにおける Sorafenib の特許は、2008 年 3 月 3 日に、IN215758 の番号で付与された。

2005 年 1 月 1 日に発効した第 92A 条⁶は、一定の例外的状況における、特許医薬品の輸出に対する長官による強制実施権の付与について規定している。これは、輸出相手国によって付与される。この規定は、2005 年改正特許法によってさらに改訂され、輸入国が通知やその他の方法で特許医薬品をインドから輸入することを許可されているような場合でも、強制実施権の付与が許可されるようになった。

第 92A 条によれば、強制実施権は、公衆衛生問題に対処するための特許医薬品の製造、及び医薬部門の製造能力が不十分又は存在しない相手国への輸出に対してのみ利用可能である。インドは第 92A 条のもとで輸出品に対する強制実施権の規定を定めているが、インドからの薬品が必要な場合には輸入国にもその法律を改訂するという負担を課している。

実施許諾用意制度：第 99 条から 103 条⁷によれば、特許の出願又は付与後はいつでも、中央政府又は州政府は、独自の目的のために、全ての特許発明又は方法を、使用料を支払って又は支払うことなく使用することができる。

専用実施権及び通常実施権：ライセンシーに与えられる権利の範囲は、程度に応じて、専用実施権にも限定的な通常実施権にもなりうる。

⁵ 編者注：レポート作成時では決定前のためこのような記述となっている。

⁶ 1970 年インド特許法第 92 条

⁷ 1970 年インド特許法第 99 条から 103 条

専用実施権の場合、ライセンシーはその他のあらゆる者を排除して、製造、流通又は販売するための全ての排他的権利を、ライセンシーに与える。ライセンシーは、当該の特許にサブライセンスを許諾する権利及び特許権侵害を訴える権利を取得する。専用実施権は、地理的地域、特定の使用分野、又は特定の期間に限定される場合がある。したがって特許権者は、他の地域もしくは用途で発明を実施する権利、又は異なる主体に対して、やはり排他的に、特許権をライセンスする権利を留保できる。さらに、専用実施権は、それだけでサブライセンスを付与する権利を付与するわけではない。この権利は、別個に付与されなければならない。例えば、インドにおける特許権者は、Bに対してインドにおいて発明を実施するライセンスを付与している場合、その他の者に対して当該の権利を与えてはいない。Bは当該の特許の排他的権利を得る。

通常実施権は、ライセンシーに対して、権利の一部又は全体のライセンスを複数の第三者に供与すること、及び特許発明の使用権を自身で保有することを認めるものである。限定的なライセンスは、ライセンシーの権利に対して一定の制限を与える。さらに、通常実施権は、特定の領域、用途、又は期間ほかに限定される場合がある。

例えば、AがBに対して特許商品を製造する権利を付与し、Cに対してはデリー地域内のみでそれを販売するライセンスを付与する。B及びCはどちらも、限定的なライセンスを取得することになる。

明示的及び黙示的ライセンス：明示的ライセンスは、特許の使用許可が、明文で与えられているものである。一方、黙示的ライセンスは、許可が明文により書面で与えられていないが、状況から示唆されるものである。例えば、ある者が特許商品を特許権者から直接又は間接的に購入する場合、購入者に対して任意の方法で当該商品を使用又は再販売するという黙示的なライセンスが存在する。

単独ライセンスは、特許権者が他の主体に対してそれ以上のライセンス供与を行わないことを条件に、ライセンサーにも、ライセンシーと同様、ライセンスされた特許又は商品を使用する権利を与えるものである。単独ライセンスは、ライセンシーに完全に

依存するわけではないので、ライセンサーにとって、専用実施権よりもリスクが少ない。しかしながら、単独ライセンスに伴う使用料は、若干安価であるのが通常である。

クロスライセンスは、二つの企業が相手方の商品や方法に読み取ることのできる特許を有する場合に交渉される。訴訟の代わりに、両者ともに、クロスライセンスを実行できる。大企業の豊富な知的財産のポートフォリオが伴う場合、クロスライセンスが役に立つ。というのも、知的財産権は、使用料を支払わずに又はバランス調整金を算定して、交換することができるためである。各企業が、侵害を恐れずに商品を生産でき、かつ他の主体に対して個数ごとの使用料を支払わずに商品価格を設定できるという点において自由に競争ができることは、非常に前競争的である。クロスライセンスは、相手方の特許を実施する権利を互いに付与し合う二つの企業間で結ばれる合意である。用途の制限又は地理的制約を受けることがある。

1970年インド特許法には、特許ライセンスに関する具体的な規定が含まれる。特許ライセンスに関連する同法の大まかな特徴を以下に示す。

- 特許権者はライセンスを供与できる。しかしながら、共有特許権者は、もう一方の権利者の同意を得ずにライセンスを供与することはできない。
- ライセンス又はその他特許についての何らかの権利の設定については、それが書面によるものでない限り、効力を生じない（第68条⁸）。
- 当事者間の合意は、文書化しなければならない。
- 合意は、インド印紙税法の義務に従って収入印紙が貼られた書類で作成されなければならない。
- 合意の諸条件は明文にしなければならない。
- 当該の文書の登録申請は、合意の締結日から6か月以内に特許長官に提出しなければならない。
- 登録された文書は、その登録日ではなく、締結日から発効となる。

⁸ 第68条：特許若しくはその持分についての譲渡、譲渡抵当権、ライセンス又はその他特許についての何らかの権利の設定については、それが書面によるものであって、関係当事者間の合意がそれらの者の権利義務を規制する全ての条件を記載した書類の形式とされ、かつ、適法に締結されていない限り、効力を生じない。

- ライセンサーによる権利譲渡の登録申請も、特許長官に提出する。
- 特許のライセンサーは、その権利の登録を長官に申請するものとする。
- ライセンスの条件は、特許権者又はライセンサーからその旨の要請がある場合、長官はその秘密を維持する。

判例法

National Research Development Corporation V/S. ABS Plastics Limited.

この事件では、デリー高等裁判所が、特許に基づく権利が譲渡又は誰かに有利なようにライセンスが与えられている場合、当事者間でこれを書面を取り決めており、かつ所定の方法で特許長官に提出されている場合を除き、有効ではないとする判決を下した。さらに、特許のライセンス契約は、特許が流通している間のみ有効であるとも決定している。

この事件における事実は以下である。

エマルションと呼ばれる技術を使用したアクリロニトリル・ブタジエンのアクリロニトリルの製造方法が、特許番号第110090号及び第118359号で特許化され、譲渡証によって、提訴人に有利に譲渡された。譲渡は特許・意匠長官に正式に登録された。提訴人は、上記の特許に関して、被告との間でライセンスの譲渡証書を締結した。このライセンス譲渡証書によって、被告は、1974年2月1日から8年間の有効期間中、前述の二つの特許を対象とする二つの科学プロセスに関するノウハウを使用するための通常ライセンスを取得した。この契約に従い、被告によって製造された素材の工場渡し販売価格の1%の使用料が、当該の発明に課せられた。被告は、不履行発生時には、年間12%の利子を支払う義務があった。使用料は、製造開始日から最低8年間支払われる。被告はこれを履行しなかったため、提訴人は当事者間のライセンス契約に基づいて使用料253,496,462ルピー及びさらに生じた利子の回収、及び利得の引渡しを請求するためにこの訴訟を提起した。その後被告は、供述書を提出し、当事者間には法的関係がないという立場をとった。当事者間で締結された譲渡証書は違法であり、無効な文書であるため、提訴人に何の権利も与えるものではない。当該の証書は法的強制力がない。特許法

第XIII章によれば、特許に関する一切のライセンスは、それが書面によるものであり、かつ同法第68条に基づく登録申請が同条に従って長官に提出されていない限り、有効でないと主張された。

特許技術のライセンスをインド企業に与える外国企業に課せられる義務及び制約

ライセンス契約の目的は、基本的に三つある。契約に基づく各当事者の権利の定義、契約に基づく各当事者の義務の定義、義務が履行されない場合に各当事者が利用できる救済措置の定義である。

インド居住者と非居住者の間の国際ライセンス契約は、1999年為替管理法（**FEMA**）及びそれによって枠組みが定められた、インドにおける為替の法規制及び管理を取り扱う規則を遵守しなければならなかった。

インドは、技術契約に関して最もリベラルな制作体制を有する国の一つである。技術ライセンス契約は、特許及び意匠権、並びに発明の製造及び販売に関するライセンスを対象としている。インドにおけるライセンスに専用の法律はない。根本的に全てのライセンス関係は契約に基づく関係であるため、全てのライセンス契約に1872年インド契約法（**契約法**）が適用される。契約法に基づく「契約」とは、法的強制力のある取り決めのことを指す⁹。以下の要素が揃って、契約と見なされる。

- (a) 取り決め。すなわち、提案とその提案の受諾¹⁰
- (b) 取り決めの法的な考慮¹¹
- (c) 取り決めの法的な対象及び目的¹²
- (d) 取り決めに対する当事者間の無条件の合意¹³

⁹ 1872年インド契約法（以下、契約法と呼ぶ）第2条(h)

¹⁰ 契約法第2条(a)及び(b)

¹¹ 契約法第23条、24条、及び25条

¹² 契約法第23条及び24条

¹³ 契約法第14条

(e) 当事者が契約を締結する能力¹⁴

全てのライセンス契約に法的強制力を持たせるためには、必ず上記の5つの基準を満たさなければならない。契約法では、契約は書面によらなければならないという規定はないが、ライセンサー及びライセンシーの権利及び義務の有効性を厳密に定めた正式かつ書面による契約を持つておくことが望ましい。そうすることで、将来のこう着状態や紛争の解決に役立つだろう。そのようなライセンス供与は全て、インドにおける特定の知的財産法を遵守しなければならない。

知的財産権の保護

デューデリジェンス：ライセンス契約の締結前に、ライセンシーは、同契約によるライセンスの対象となる知的財産権が存在すること、及びライセンサーがそれらの権利のライセンスを付与する権限を有していることを確保しなければならない。さらにライセンシーは、ライセンスの対象となる権利が、いかなる方法においても第三者の知的財産権を侵害しないことも確保する必要がある。このデューデリジェンスが行われない場合、ライセンシーが責めを負うべきことになる可能性がある。

ライセンス供与：知的財産権のライセンスを供与する場合、両当事者ともに同法の必要な規定に従わなければならない。ライセンスでは常に、付与される権利の具体的な性質及びそのような権利が付与される範囲が記載されなければならない。ライセンスの対象となる特許、著作権ほかの正確なカテゴリー及び詳細を記載する。

ライセンサーの義務は通常、以下を含む。

- 製造された商品が一定の性能試験及び基準に合致していることの保証
- インド又は海外のどちらかでの技術支援の提供
- ライセンシーの従業員への訓練
- 試験及び品質管理設備の設定の支援
- 知的財産権の使用許可

¹⁴ 契約法第 11 条

- 改善に関する知識の提供。ライセンスが付与された商品に対する改善を、ライセンサー又はライセンシーが実施することもあり得る。そのような場合、そのような改善を他方の当事者に開示することが義務付けられる。
- 将来のモデル更新及び改善に向けた技術は定義に含まれる。指定された配慮に改善が含まれるかどうか、又は将来支払いを行わなければならないのか。
- ライセンシーが当該技術のサブライセンスを許諾する権利を有するかどうか、およびそのような権利が付与される場合の諸条件。
- ライセンサーは、ライセンシーに以下の点におけるあらゆる権利侵害を補償することを保証及び同意するべきである。
 - ライセンサーは、完全かつ絶対的な所有権を有するか、さもなければノウハウを譲渡および提供する完全かつ絶対的な権利及び権限を有する。
 - 契約に基づいて提供される技術的ノウハウ及び実施権が付与される知的財産権は、品質の高い商品を生産するという目的を達成するものであり、ライセンサーの知識の限り第三者の権利を侵害しない。第三者による侵害又は訴訟発生時には、ライセンサー及びライセンシーが共同で行動して対象を保護し、その保護に係る費用は、ライセンシーではなくライセンサーが負担すると契約で規定しているのが通常である。
 - 欠陥品に関する第三者の請求権に対する補償（ただし、その欠陥が、ライセンサーの技術の一部の過失によるものであることが証明されていることを前提とする）
 - ライセンサーは、ノウハウに関連して、裁判所又は機関に対するコモンロー上又は衡平法上の行為、訴訟又は手続を認識していない。

ライセンシーも、ライセンサーに対して支払い（RBI ガイドラインに従う使用料）を行う、技術を秘匿として取り扱う、技術を最大限利用する、契約の諸条件に従ってライセンサーが要求している最低品質基準を満たすという義務を負っている。

インドでは、産業政策促進局のもとで、宝くじ事業、ギャンブル及び賭博活動に対しては、営業販売権、商標、商号、経営契約のライセンス供与などを含むあらゆる形態の外国技術協力¹⁵も、完全に禁止されている。

特許技術ライセンス契約の提出義務

インド企業及び外国企業間の技術ライセンスは、最新の RBI¹⁶及び FEMA ガイドラインに従って、自動承認ルートのもとで行われる。

2000年為替管理規則第4条（当座預金取引）において、使用料の支払いが国内販売の5%及び輸出の8%を超え、かつ一時支払いが200万米ドルを超える場合、技術協力契約のもとでの送金のために、商工省による承認前に、インド政府が外国為替を取り出すことを要求された[2000年為替管理規則（当座預金取引）の付表II項目8]。インド政府は、外国技術契約の自由化に関する現存の政策を見直し、2000年為替管理規則（当座預金取引）の付表II項目8及びこれに関連する入力を除外することを決定した。

これに従い、証人取引者カテゴリーI銀行は、インド政府の商工省による承認なしで、技術協力契約に基づく使用料の支払い及び一時支払いのための外国為替の引き出しを認めることができるようになった。

この点に関する2000年為替管理規則（当座預金取引）の改訂は、2010年5月5日のインド政府による通知G.S.R.382（E）¹⁷において通知された。

この回覧に含まれる指令は、1999年為替管理法（1999年法律第42号）第10条(4)項及び11条(4)項のもとで発行され、他の法律に基づき義務づけられる許可／承認がある場合は、その許可／承認に影響を与えない。

説明用覚書：インド政府は、外国技術契約の自由化に関する現存の政策を見直し、使用料、技術移転の一括払い料金、及び自動ルートにおける商標/商号の使用に関する支

¹⁵ 産業政策促進局 (D/o IPP F. No. 5(1)/2011-FC Dated 31.03.2011)

¹⁶ RBI/2009-10/465 A. P. (DIR Series) Circular No. 52, Foreign Exchange Management Act (FEMA), 1999 - Current Account Transactions - Liberalization

¹⁷ 2010年為替管理規則（当座預金取引）（改正）

払を許可することを決定し、即時発効した。これに従い、インド政府は 2009 年 12 月 16 日、プレスノートを発行した。

そのため、同規則は 2009 年 12 月 16 日より、遡及的効力とともに発効したものと見なされる。

外国企業はインド政府に対して契約を提出する必要はない。投資および収益は、FEMA 規制に基づいて通知された政策に従い、自由に本国送金が可能である。

特許技術に対するライセンス料を設定している又は親会社にライセンス料を送金している外国企業へのアドバイス

技術ライセンスは契約なので、ライセンサーの特許、商標、サービスマーク、著作権、企業秘密又は他の知的財産は、当事者間であらかじめ交渉された補償のためにライセンサーに販売又は利用可能にすることができる。この補償又は使用料は、一括払いの使用料、継続的使用料（生産量に応じた使用料）、又は両方の組み合わせのいずれであってもよい。

これに従い、証人取引者カテゴリーI 銀行は、2010 年 5 月 5 日のインド政府による通知 G.S.R.382 (E) において通知されたインド政府の商工省による承認なしに、技術協力契約に基づく使用料及び一括払い使用料の支払いのために、外貨を引き出すことを許可する場合がある。

特許ライセンスによる収入は、1990 年の 150 億ドル（概算）から、1999 年には 1000 億ドル（概算）及び 2003 年には 1500 億ドル（概算）にまで成長した¹⁸。一部の特許ブローカーは、2015 年までに年間の特許ライセンス料で 5000 億ドルを達成する

¹⁸ 参照：Emmett J.Murtha, *Advanced Licensing Agreements: Finding IP with Licensing Value*, 747 PLI/Patent & High Technology Licensing 111, at 121 (2003).

見込みである¹⁹。これは知的財産のライセンス収入で最大のシェアを誇り、成長を続けている。

特許の価値は最終的に、それが保護する法的権利を行使する能力に基づく。二つの異なる特許は、同一の業界であり、かつ同一の主題に係るものであっても、保証される法的権利の比較可能な幅及び有効性の課題に対するそれらの権利の保護可能性によって、自由市場での使用料率（又は訴訟における損害裁定）が劇的に異なる場合がある。これらの品質のそれぞれが、特許の権利行使可能性に大きな影響力を持つことがあるため、最終的な経済的価値にも影響を与える。

査定方法が決定し、知的財産に適用されると、使用料率を測定する基準も決定しなければならない。使用料率は、ライセンス契約の対象である商品の売上又は利益に対する割合に基づくのが一般的である。さらに、利用料率は、個数単位で決定される場合がある。

- 譲渡のように、特許権者がその特許における権利及び利益の全てを譲受人に売却する取引においては、支払いは通常、譲渡された技術及び特許に対する一括支払いとなる。
- 一方で、ライセンスは、一括支払いと使用料の組み合わせ又は使用料のみとなる場合がある。
- IP のライセンス供与と同時に行う公平な使用料率又はその他の補償の交渉には、資産価値の理解が必要である。
- 目標達成報奨金は、両当事者が定めたスケジュールを追跡し、ライセンサーに、ライセンス時にはわからなかった発明の価値に対する報酬を与える。発現系に関するライセンスは、研究所からパイロットプラント、そして臨床試験までの各段階における料金の支払いを伴う。1000 回の試験ごとに料金を支払うことに当事

¹⁹ Stephen Lipfert & Guido von Scheffer, *Europe's First Patent Value Fund*, Intellectual Asset Management, at 15(Dec./Jan.2006).

者が合意する場合もあるが、そのような方法は扱いにくく、規制が難しいことが判明する場合が多い。

- 料金体系は、ライセンスの範囲、技術の古さ、市場需要、利鞘、ライセンサーの独占的立場、及び技術の強さによって異なる。
- 年に1度又は四半期に1度の料金が、使用料支払いにおける一般的な基準となっている。
- 例えば、商品に対する使用料率の設定は、生命技術関連商品の場合とりわけ難しくなりうる。これは、最終商品の形態がまだわからないような発生期において技術のライセンスが付与されることが多いためである。以下に、この分野で取られることが多いが、経験則としては取り扱われない一般的な戦略を示す。
- 初期段階では一括支払いで、最終商品の発売と同時又は発売後に使用料の支払いが続く
- 最終商品が分かっている場合、適度な基準率を設定し、商品の成功に従って増加していく
- 特定の地域又は世界全体でのライセンス対象の商品の市場販売個数又は純売上高に応じて使用料を算出する
- 使用料は完全所有子会社から親会社に支払うことができる

現行法のもとでは、使用料率²⁰は任意の妥当な基準を用いて測定できる。最も一般的なものは、売上、利益、及び販売数である。使用料率の各基準は、それぞれに長所と短所がある。一般的に好まれるのは純売上高だが、長期又は短期で、又は時間とともに変化する使用料率を決めるための経済が、市場調査、事業計画及び様々な査定方法によって影響を受けることもある。両当事者が交渉した実際の使用料率は、ライセンス付与が両当事者及び使用料率以外の経済的理由によってどのように定義されるかに依存する。

外国企業から特許技術のライセンスを取得するインド企業向けのインド政府による政策

²⁰ Gregory J. Battersby, Charles W. Grimes, “Licensing Updates”(2009)

インドにおける技術の急成長は、インド経済の全面的な発展と成長における重要な役割を果たしている。技術は、独自の研究開発によって発展することもあるが、国内の又は輸入によって購入又はライセンスされることで発展することもある。しかしながら、インド政府は、外国企業から特許技術のライセンスを取得するインド企業向けの政策（助成金、減税ほか）を有していない。

一方で、特別経済区（SEZ）及びテクノロジーパークが、輸出を促すための政府による重要なイニシアチブとなっている。SEZ政策が特定の産業を対象としているわけではないため、特別経済区は、既存の産業政策では禁止されるような任意の区域に設定することができる。特別経済区（SEZ）は、産業インフラが発展した指定免税区域である。これらの区域は、関税及び租税の目的では外国領として見なされ、税関当局の範囲から除外されることで、物品の完全に自由な出入りの恩恵を受けることができる。

インド企業に特許技術のライセンスを付与する日本企業へのアドバイス

ライセンスは、書面による契約であって、料金を一括で支払うか使用料として支払うかなども含め、両当事者が合意すればどんな規定でも含めることができる。ライセンスは、特許の商業化の手段の一つである。特許ライセンスを供与する目的は、技術の適用、人的努力の削減による利益、問題解決、及びそうすることによる発明の収益化を実証することである。知的財産のライセンス供与がよく知られた国家収入源になるに至った経緯を知ることには価値がある。IBM やマイクロソフトなどの企業、世界中の大学が、特許ライセンスによって莫大な利益を上げている。

特許技術のライセンスを国際的に付与する前に、日本企業が考慮すべきパラメータを、以下に示す。

- 収入及びビジネスモデルの発展

- その主題における技術開発のためのさらなる取り組みの範囲
- 国家間の貿易政策の変更
- 政府政策及び規制
- 特許ライセンスの供与に伴う不確実性とリスク。今後の開発が既存特許を回避する場所

インド市場への参入を望む日本企業は、知的財産及び機密情報を保護するための条項を規定することが望ましい。ライセンス契約は入念に作成されるべきであり、ライセンサーはライセンシーに技術ライセンスを付与する前に、様々な法的及び商業的な側面を注意深く検討するべきである。

対応する必要がある側面としては、以下が挙げられる。

- ライセンシーが使用する技術の詳細、ノウハウ、特許明細
- 重要な日付と期日
- ライセンスの範囲（ライセンスの対象となる権利は何か。製造、使用、販売、複製をすることか。限定的用途か）
- 二次的作品、改良（ライセンシーは技術の変更や技術に基づいて新商品を製造する権利を有するのか）
- サブライセンスの許諾（ライセンシーはサブライセンスを付与する権利を有するのか。そうであれば、サブライセンス者が入手する権利は何か）
- 財務的問題（ライセンサーに支払われる料金は何か。どの使用料なのか。その他の支払いなのか。使用料の最低額はあるのか。使用料の上限はあるのか）
- 契約期間（契約がどれぐらい続くのか）
- 将来の展望（技術の将来版に権利のライセンスを付与する契約は存在するのか。関連商品は？）
- 義務（当事者がライセンス以外に持つべき義務とは。（例えば、試験、マーケティング、臨床試験、基準の遵守ほか）
- 紛争（決着先は？ 第三者からの要求や侵害問題のリスクを補償するのは誰か）
異議申立、侵害の問題

- 権利が世界全体なのか、又は指定の国、地域又はその他の領域に限定されるのか

両当事者の意図を明確に反映しており、考えている選択肢の概略を示した優れた契約を達成することが目標である。一貫性や明確性以外にも、両当事者の Win-Win の関係を築くために、過剰に限定的な条項や、偏った条項は、明確に避けるべきである。

法的文書を作成するうえで最も重要な役割を果たすのは、契約の成功に必要な複雑性及び必要性をよく認識している弁護士である。理想的には、このような契約を締結する前に、有資格者による法的なアドバイスを求めることが重要である。それが不可能な場合、契約書の作成前及び作成プロセス中に、弁護士との頻繁な連絡、条件概要書の使用、及び徹底的な法的見直しを行うことが不可欠である。